

後見支援預金（普通預金）

令和6年4月1日現在

商 品 名	後見支援預金（普通預金） ※後見人が裁判所の「指示書」によって利用できる普通預金です。
販 売 対 象	個人
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しできます。
利 息 (1) 適用利息 (2) 利払方法 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税 金	利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます）
手 数 料	発行に対する手数料はありません。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	家庭裁判所から交付された「指示書」の内容による取扱いのみとなります。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	——
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 処 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話0766-74-4101）にお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話076-421-4811）金沢弁護士会（電話076-221-0242）、福井弁護士会（電話0776-23-5255）、東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・キャッシュカードの発行はできません。 ・全ての取引（入出金・解約等）に家庭裁判所の指示書が必要となります。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りにはご利用いただけません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）